栃木県のうち 芳賀郡のうち茂木町	同時に給油することができる自動車の数が六以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上
五　容量十三キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

に、

群馬県のうち 前橋市	同時に給油することができる自動車の数が四以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が五キロリットル以上
五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を

群馬県のうち 前橋市	同時に給油することができる自動車の数が四以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が六キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が五キロリットル以上
五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

に、

群馬県のうち 高崎市	同時に給油することができる自動車の数が六以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・八キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上
五　容量十三・二キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を

群馬県のうち 高崎市	同時に給油することができる自動車の数が六以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上
五　容量十三・二キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

に、

四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上
五　容量十一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

群馬県のうち 桐生市	同時に給油することができる自動車の数が四以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上
五　容量十四・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を

群馬県のうち 桐生市	同時に給油することができる自動車の数が六以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上
五　容量十四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

に、

群馬県のうち 伊勢崎市	同時に給油することができる自動車の数が五以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・五キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十八・五キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が十九キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上
五　容量十三・二キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を

群馬県のうち 伊勢崎市	同時に給油することができる自動車の数が八以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上
五　容量十三・二キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

に、